平成２７年（フ）第４０２号
熊本市中央区大江２丁目２番20―804号　県営住宅山の上団地
債務者　西村可奈子
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２８９０号
大阪市淀川区田川２丁目８番28号
債務者　福田　明子
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１５５号
神奈川県大和市上草柳３丁目２番12号
債務者　水島　律子
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３５９号
横浜市港北区綱島西５丁目13番53号　コーポカトレアＣ棟201号室
債務者　木下　大輔
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６２３号
東京都日野市南平５丁目16番地の７ハイムＳＳＫ206
債務者　渡辺　健一
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月14日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５９０号
埼玉県所沢市中新井１―５―１―503和上方、住民票上の住所地東京都東村山市萩山町３丁目17番地萩山町３丁目アパート12―209
債務者　木田　樹里（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１２３２号
横浜市神奈川区菅田町738番地２　アネシス菅田105号
債務者　寺井　　隆
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２号
熊本県八代市夕葉町１番地15（６）
債務者　伊藤　佳子
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月26日午前10時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第５３号
熊本県八代市夕葉町１番地15（５）、前住所熊本県八代市高下西町1293番地２（205）
債務者　伊藤　道義
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月26日午前10時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第５５号
熊本県水俣市月浦284番地１、前住所熊本県水俣市月浦168番地63　月浦団地５棟105号
債務者　古賀　裕美
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月26日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第１２６７号
横浜市都筑区川和町852番地１　貝の坂クロス852―104
債務者　米村　元生
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９６号
静岡市清水区袖師町975番地の17　ニュアージュ102号、旧住所静岡市清水区袖師町632番地の５　ヴィラ薫風一番館205
債務者　増田詩穂里
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１７１号
大阪府和泉市伯太町３丁目13番233号
破産者　株式会社エシャルプ・ジャパン
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１９１号
大阪府泉大津市北豊中町１丁目３番27号
破産者　有限会社サンキ
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６１６号
札幌市中央区南２条西10丁目1001番地１　ＵＲ都市機構狸小路団地１号棟704号
破産者　堀井　利樹
1　決定年月日　平成27年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３４号
新潟市江南区亀田工業団地２丁目２番10号
破産者　株式会社齋国製作所
1　決定年月日　平成27年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部